

一般廃棄物（ごみ）処理基本計画
【中間見直し素案】

令和 8 (2026) 年 3 月

守山市

一般廃棄物（ごみ）処理基本計画 目次

第1章 計画改訂にあたって	1
第1節 計画改訂の趣旨	1
第2節 計画の期間	1
第3節 計画の位置付け	2
第2章 本市の現状と課題	3
第1節 市勢の現状と将来構想	3
1 業種別就業者数	3
2 農業	3
3 工業	4
4 商業	4
5 地形・土地利用	5
第2節 人口推計	6
第3章 一般廃棄物（ごみ）処理基本計画	7
第1節 ごみ処理体系の現状	7
1 ごみ排出量の実績	7
2 家庭系ごみの排出状況について	8
3 事業系ごみ量の排出量について	10
4 資源物回収の実績について	12
5 家庭系焼却ごみの組成	13
6 ごみ処理に関する費用	14
第2節 現状の施策を継続した場合の推計	15
1 総排出源単位の推移	15
2 家庭系ごみの排出原単位の推移	15
3 事業系ごみの排出原単位の推移	16
4 総ごみ量の推移	16
5 家庭系ごみ量の推移	17
6 事業系ごみ量の推移	17
7 リサイクル率の推移	18
8 現状でのごみ排出量の予測	19
第3節 現計画における数値目標と達成状況	20
第4節 国および県の数値目標と達成状況	21
第5節 課題	22
1 家庭系焼却ごみ量の増加	22

2 事業系破碎ごみの増加	22
3 環境センターへの自己搬入の増加	22
4 リサイクル率の数値目標が大幅に未達成	22
5 リチウム蓄電池および使用製品の適正な処理	22
6 一般廃棄物処理困難物への対応	23
7 少子高齢化等社会的課題に係る対応	23
第4章 数値目標の見直し	24
1 総排出原単位の削減目標	24
2 家庭系ごみ、事業系ごみに係る1人1日あたりのごみ削減量の目標	24
3 リサイクル率	27
第5章 課題解決に向けた新たな施策（ごみの減量化・再資源化施策）	28

第1章 計画改訂にあたって

第1節. 計画改訂の趣旨

守山市では、一般廃棄物の減量化および適正な処理を進めるため、令和3（2021）年10月の新環境センターの稼働およびごみの処理熱を活用するサーマルリサイクルを採用したことによる分別変更を見据え、令和2（2020）年7月に「一般廃棄物（ごみ）処理基本計画（以下「現計画」）」を策定しました。

現計画では、「地球環境にやさしい持続可能な循環型社会」の実現を基本理念とし、市民、事業者、行政が一丸となり、ごみの減量化、再資源化に向けて取り組んできたことにより、環境センターへ排出された総ごみ量は継続して減少しています。しかしながら、家庭系焼却ごみの増加、リサイクル率の減少、リチウム蓄電池および使用製品による火災事故の発生など新たな課題が出てきています。

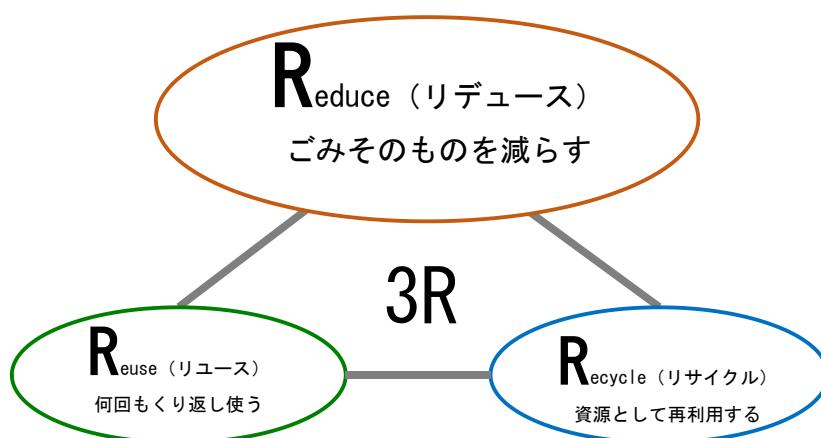
そうしたことから、引き続き、市民、事業者、行政が一丸となり、ごみの減量化および再資源化に加え、正しい分別での排出等の適正な処理に向けて行動するため、現計画について中間見直しを実施しました。

○基本理念

『地球環境にやさしい持続可能な循環型社会』の実現

○基本方針

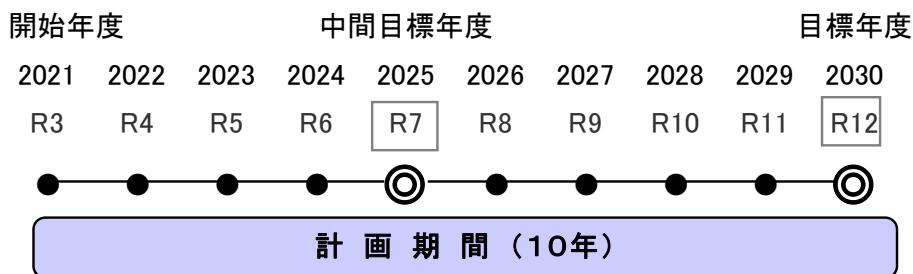
（1）3Rの推進（2）適正処理の確保（3）環境学習の充実



第2節. 計画の期間

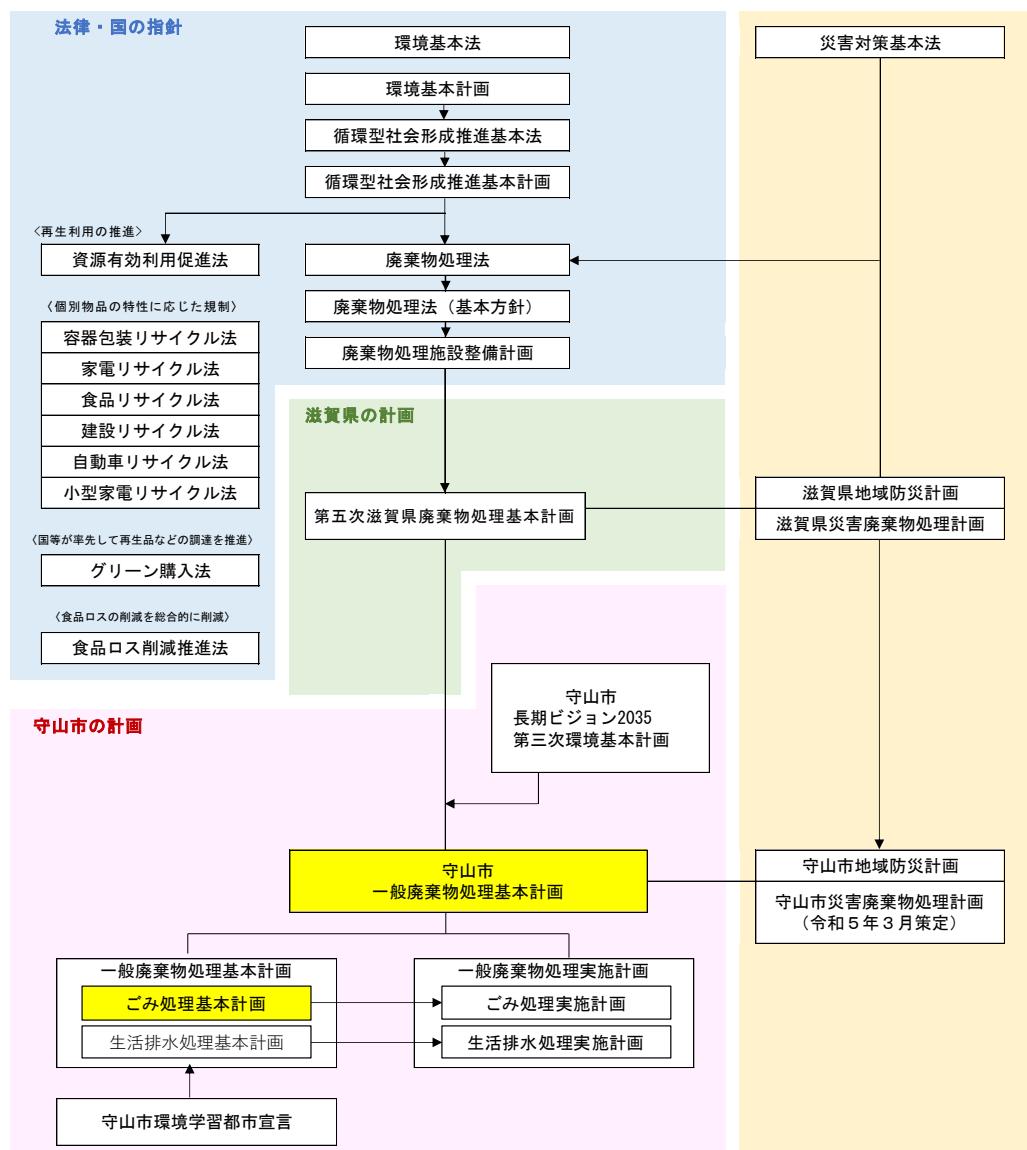
「ごみ処理基本計画策定指針」では、「『一般廃棄物処理基本計画』は10年から15年の長期計画とし、概ね5年ごとに改訂するほか、計画の前提となる諸条件に大きな変化があった場合にも見直しを行うことが適切である」とあります。

現計画においては、毎年、守山市廃棄物減量等推進審議会で現計画の進捗状況の確認の下、令和3（2021）年10月を起点とし、5年後の令和7（2025）年度を中間目標年度、10年後の令和12（2030）年度を目標年度とします。計画期間を下記に示します。



第3節. 計画の位置付け

本計画は、廃棄物処理法およびその上位法であり「環境基本法」、「循環型社会形成基本法」等に基づき、本市における廃棄物行政を推進し、一般廃棄物処理の方向性を示すものです。



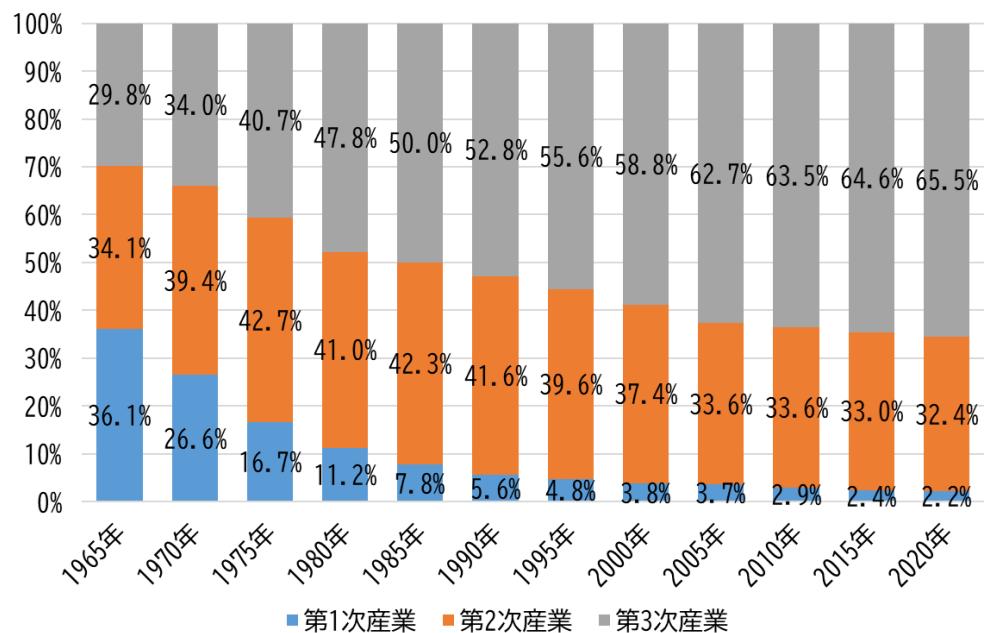
本市における一般廃棄物（ごみ）処理基本計画の位置付け

第2章 本市の現状と課題

第1節 市勢の現状と将来構想

1 業種別就業者数

人口の増加や社会・経済状況の変化に伴って、本市の業種別就業構造も大きく変化しています。2020年10月時点では、農業や漁業等の第1次産業が2.2%、製造業や建設業等の第2次産業が32.4%、サービス業や卸・小売業、飲食店等の第3次産業が65.5%となっており、経年的に第1次産業が減少し、第3次産業は増加傾向にあります。



産業別就業者数の内訳推移 (出典: 令和2年度国勢調査)

2 農業

本市の農業は、恵まれた自然環境を生かして、古くから稲作を中心として発展し、守山の豊かな環境は、農業を営む人々の自然との深い関わりの中で育まれてきました。

近年は、高齢化と後継者不足、さらには農業そのものの収益性の低下等を背景に、農業に関わる人も耕地面積も大幅に減少しています。

総農家数、経営耕地面積の推移 (単位: 戸、a)

	総農家数	田	畠	樹園地	総面積
1995年	2,520	184,798	11,671	2,628	199,097
2000年	2,290	174,490	10,981	1,606	187,077
2005年	2,044	160,476	9,839	1,984	172,299
2010年	1,649	149,700	9,675	1,764	161,139
2015年	1,261	135,552	7,081	1,639	144,272
2020年	920	164,006	6,326	1,402	171,734

(出典: 農林業サンセス)

3 工業

京都や大阪といった都市圏との交通アクセスが良く、水資源が豊富であることなどから、多くの企業が本市を拠点に活動をしています。事業所数は減少傾向にありますが、従業員数や製造品出荷額は、増加傾向がみられます。

本市における工業の動向

	事業所数 (カ所)	従業者数 (人)	製造品出荷額等 (万円)
平成24(2012)年	115	5,290	18,416,949
平成25(2013)年	112	6,502	24,158,076
平成26(2014)年	104	6,323	26,283,215
平成27(2015)年	124	7,278	29,379,816
平成28(2016)年	105	7,235	26,840,512
平成29(2017)年	105	7,164	27,022,634
平成30(2018)年	104	7,214	27,789,367
令和元(2019)年	100	7,143	26,722,895
令和2(2020)年	106	7,017	27,224,803
令和3(2021)年	132	7,197	29,119,039

(出典：平成 24～26 年および平成 28～令和元年は工業統計調査、平成 27 年は平成 28 年経済センサス - 活動調査、令和 2 年は令和 3 年経済センサス - 活動調査、令和 3 年は 2022 年経済構造実態調査)

4 商業

本市の商業（卸売業、小売業）における事業所数は減少傾向にありますが、従業者数、年間商品販売額、および小売業の売場面積は、平成26（2014）年以降増加しています。大規模な駐車場を抱える郊外型大型店舗の進出・出店により、商業活動が駅周辺から郊外へ移行しつつあります。

本市における商業の動向

	事業所数			従業者数 (人)	年間商品販売額 (百万円)	売場面積 (m ²)
	総数	卸売業	小売業			
平成16(2004)年	737	127	610	5,295	128,185	81,044
平成19(2007)年	687	115	572	5,004	121,040	86,580
平成24(2012)年	499	86	413	3,820	99,763	81,496
平成26(2014)年	494	100	394	4,022	121,444	80,515
平成28(2016)年	553	107	446	4,896	127,865	95,045
令和3(2021)年	548	112	436	4,981	133,076	106,791

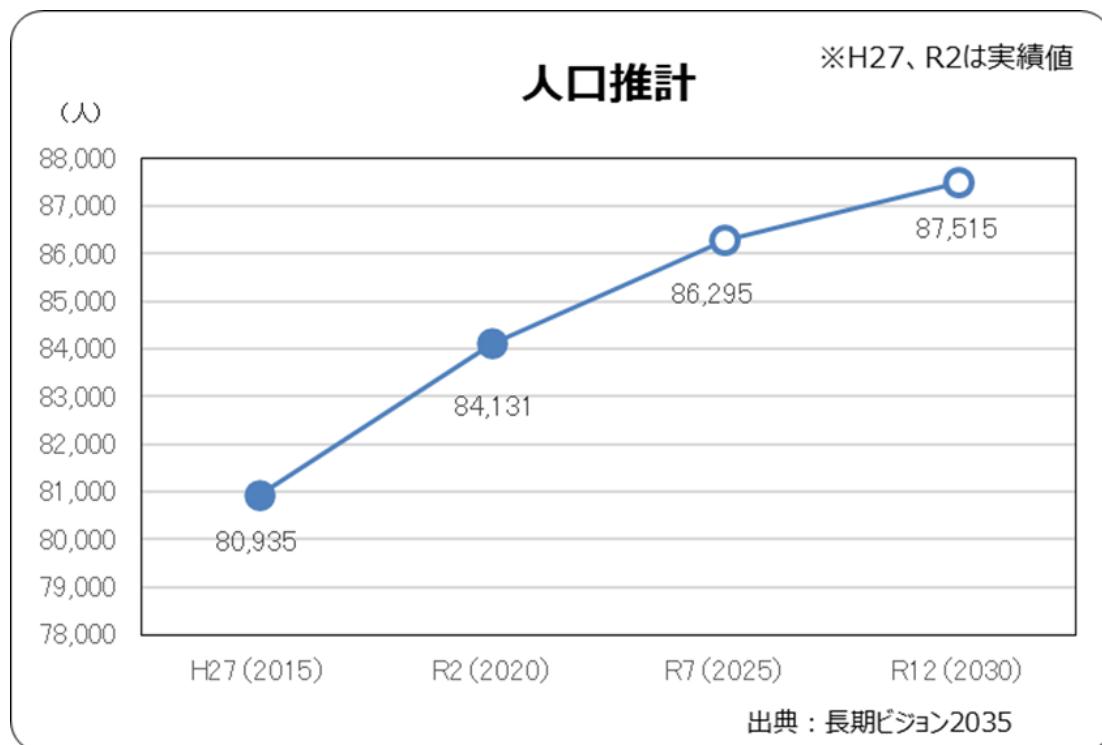
(出典：平成 16、19、26 年は商業統計調査、平成 24 年は平成 24 年経済センサス - 活動調査、平成 28 年は平成 28 年経済センサス - 活動調査、令和 3 年は令和 3 年経済センサス - 活動調査)

5 地形・土地利用

本市は、東西約 8.4 km、南北約 12.2 km からなり、面積は約 55.74 km² となっています。野洲川によって形成された沖積平野であるため、平坦な地形が特徴で、標高差は約 83.7m ~ 106.1m とわずか 22.4m しかありません。土地利用としては、田の占める割合が約 40%、公共用地等が約 30%、宅地が約 20% となっています。

第2節 人口推計

本市の人口は、毎年増加傾向を示しており、現計画の最終目標年である令和12年には、87,515人（令和7年比約1.4%増）となる見込みです。



第3章 一般廃棄物(ごみ)処理基本計画

第1節 ごみ処理体系の現状

1 ごみ排出量の実績

【総ごみ量】

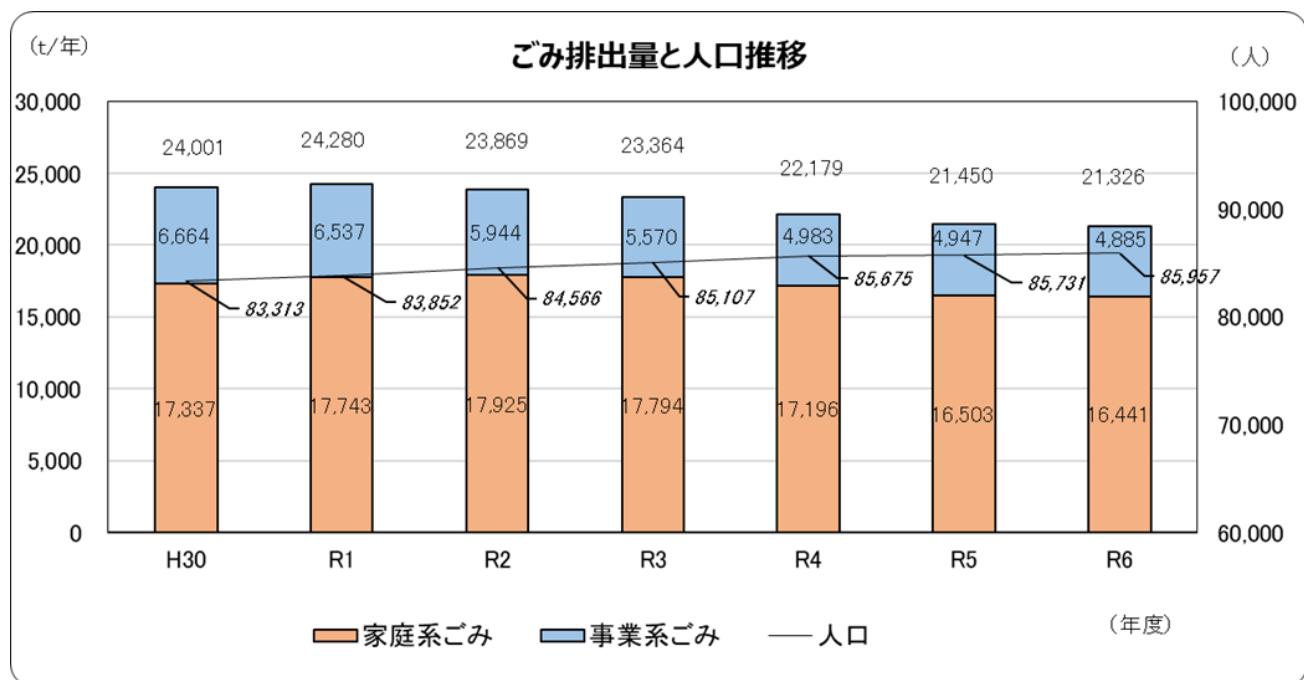
ごみ総排出量は、令和2年度以降、家庭系ごみ、事業系ごみとともに継続して減少しています。特に、新環境センターの稼働直後の令和4年度の総ごみ量は、22,179トンとなり、新環境センターの稼働前年度の令和2年度と比較して、約7%、1,690トン減少しました。また、家庭系ごみと事業系ごみの割合は、新環境センターの稼働は8:2で推移しております。

【家庭系ごみ量】

家庭系ごみ量は、令和2年度以降、継続して減少し、令和6年度の家庭系ごみ量は16,441トンとなり、新環境センターの稼働前の令和2年度と比較して、約8%、1,484トン減少しました。

【事業系ごみ量】

事業系ごみ量は、基準年の平成30年度以降、継続して減少しております。特に、新環境センターの稼働直後の令和4年度の事業系ごみ量は、4,983トンとなり、新環境センターの稼働前年度の令和2年度と比較して、約16%、961トン減少しました。



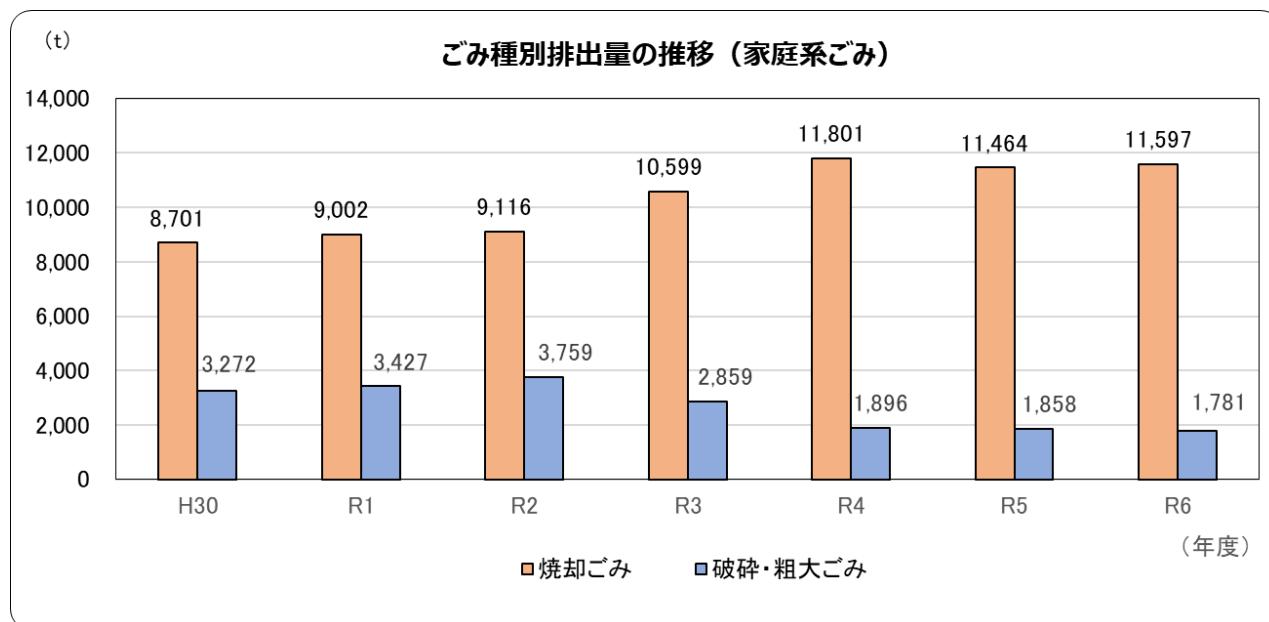
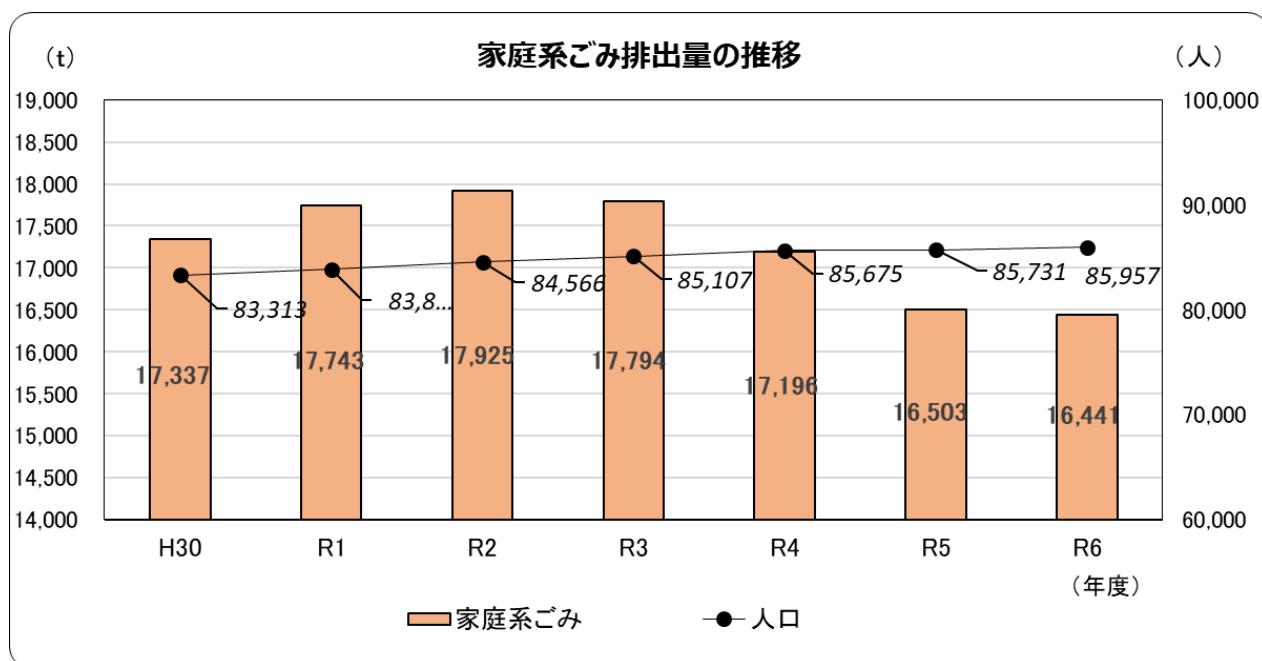
2 家庭系ごみの排出状況について

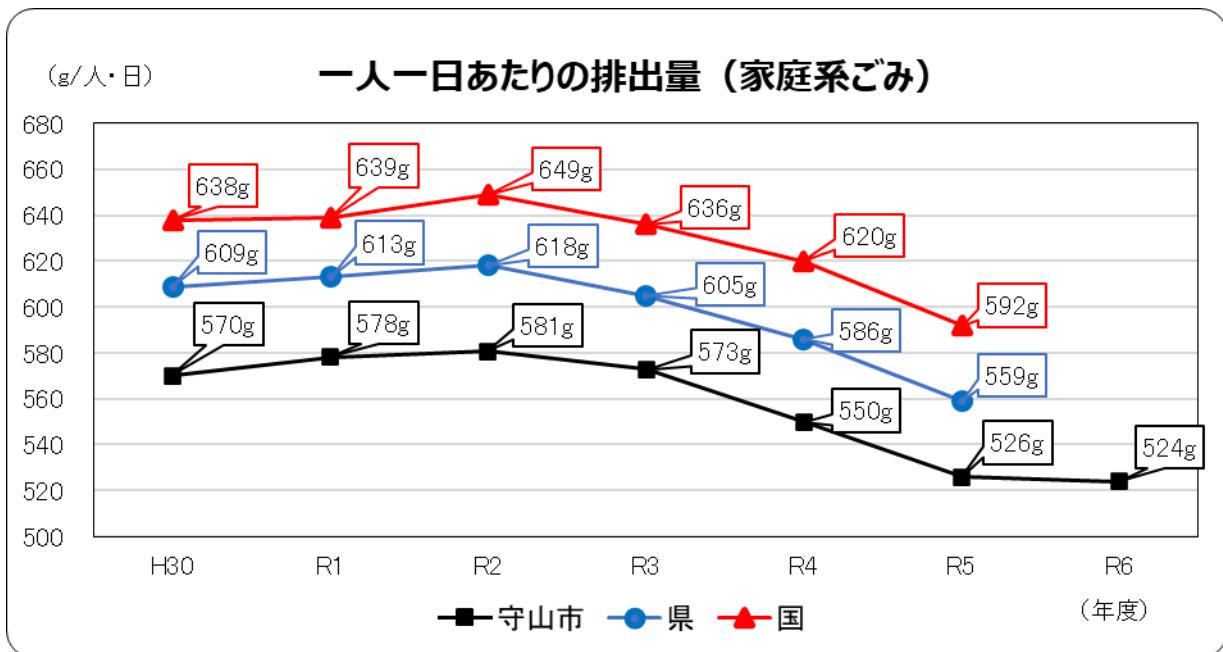
【焼却ごみ】

平成 30 年度から令和 4 年度にかけて増加していましたが、令和 4 年度以降横ばいとなっています。

【破碎ごみ】

平成 30 年度から令和 2 年度にかけて増加傾向にありましたが、令和 2 年度以降減少傾向にあり、令和 4 年度以降横ばいとなっています。





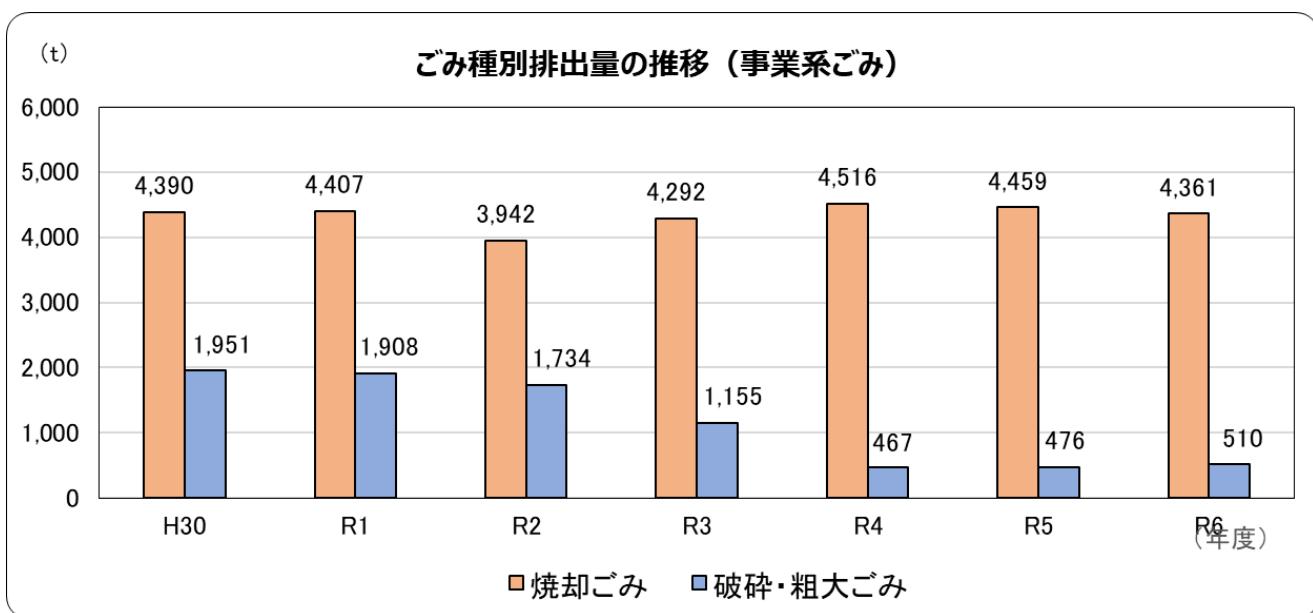
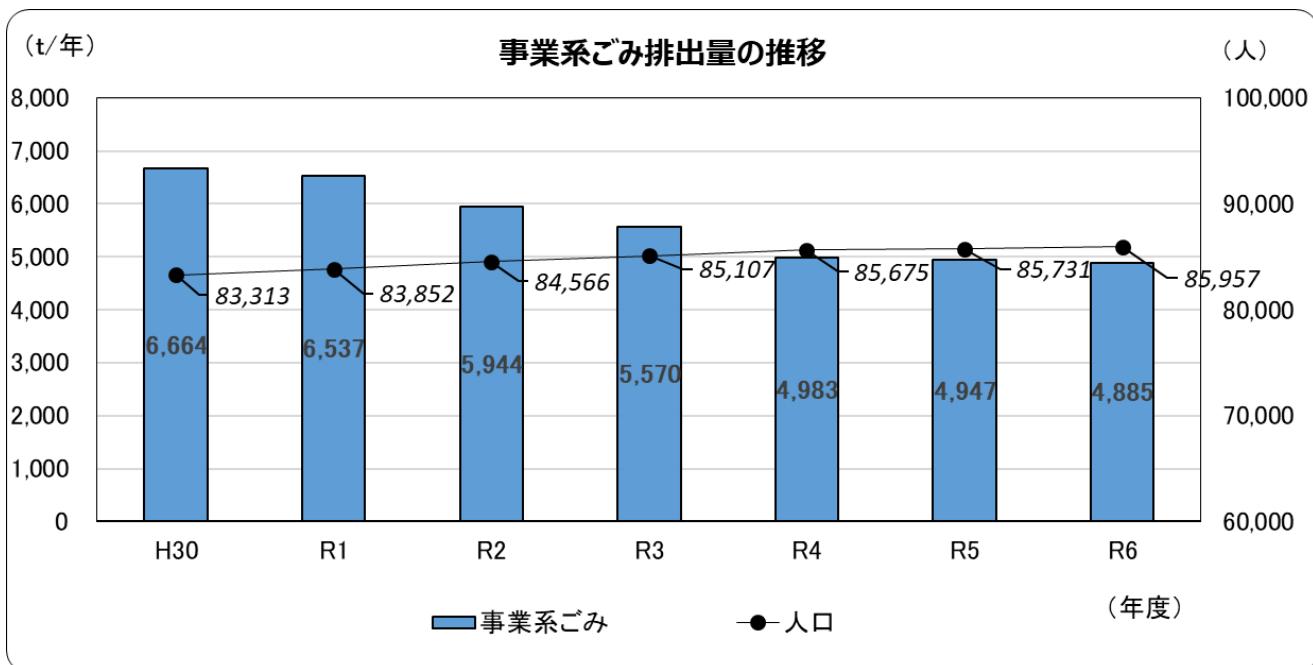
3 事業系ごみ量の排出量について

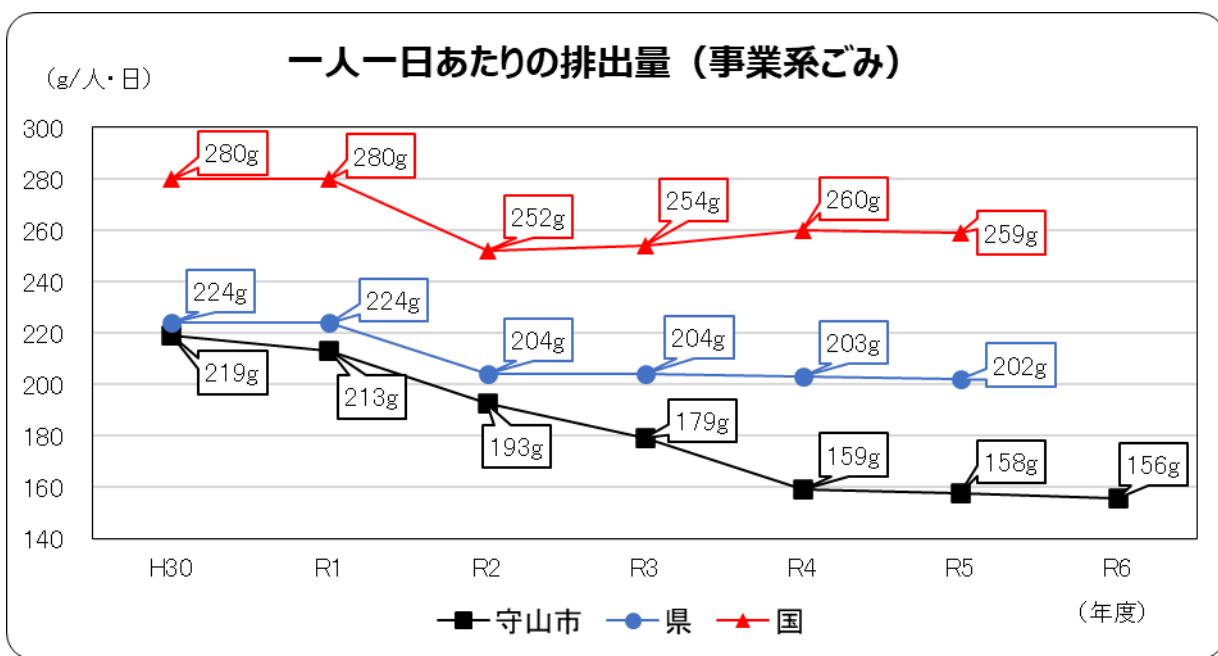
【焼却ごみ】

年度による大きな変化は少なく、ほぼ横ばいで推移しています。

【破碎ごみ・粗大ごみ】

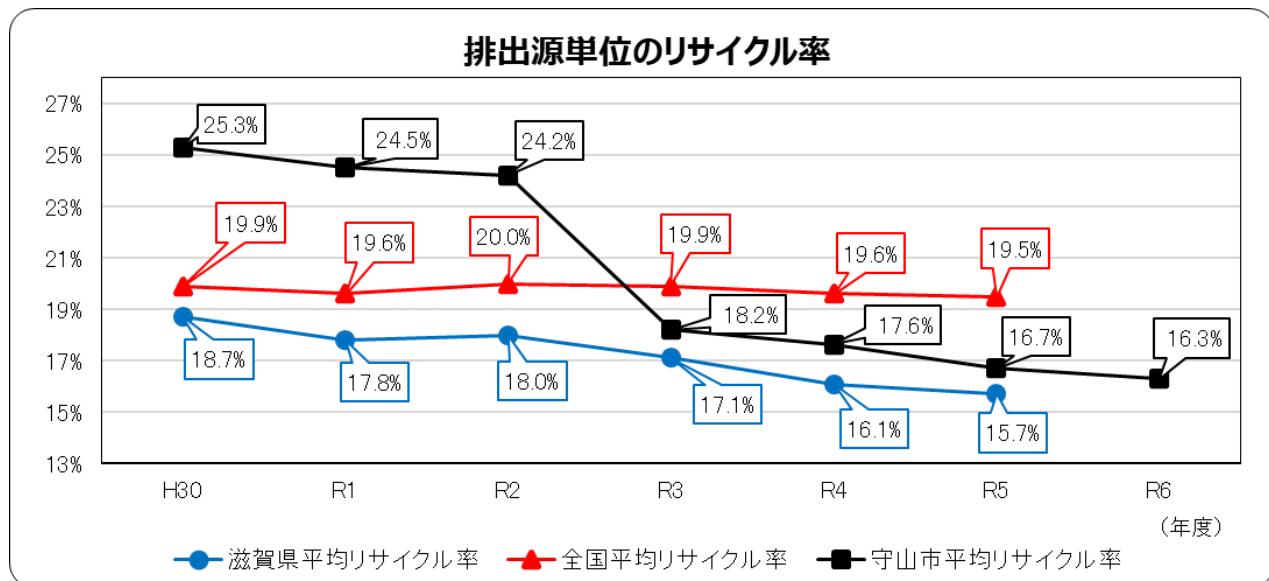
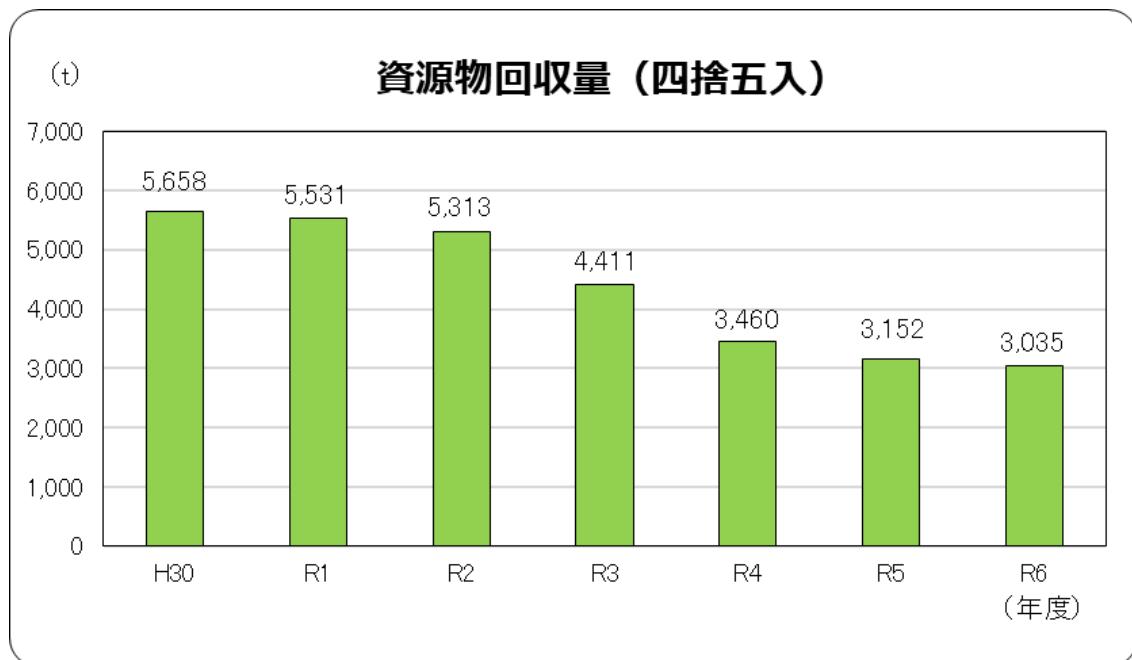
新環境センター稼働時において、産業廃棄物と一般廃棄物の区分の明確化を図ったため、ごみの減量化が図られています。





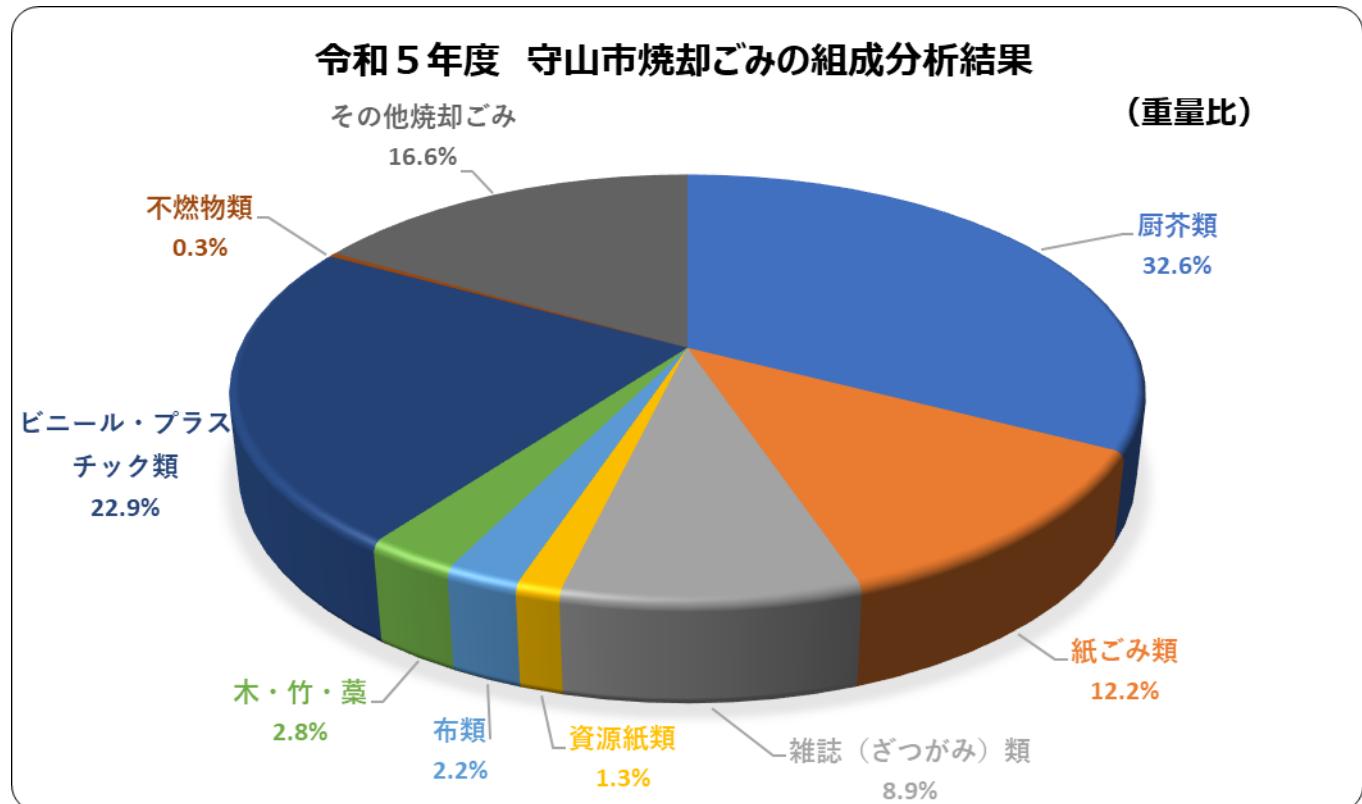
4 資源物回収の実績について

本市では、以前より自治会や市民の協力のもと資源物の行政回収を推進し、高いリサイクル率を維持してきました。しかしながら、令和3年度以降、新環境センターが稼働したことによる分別の変更や、商業施設における資源物回収の増加、さらには資源物の売却相場の上昇等により、資源物の盗難の事案も不定期に発生していること等から、資源物の回収量およびリサイクル率の両方が大幅に低下しています。



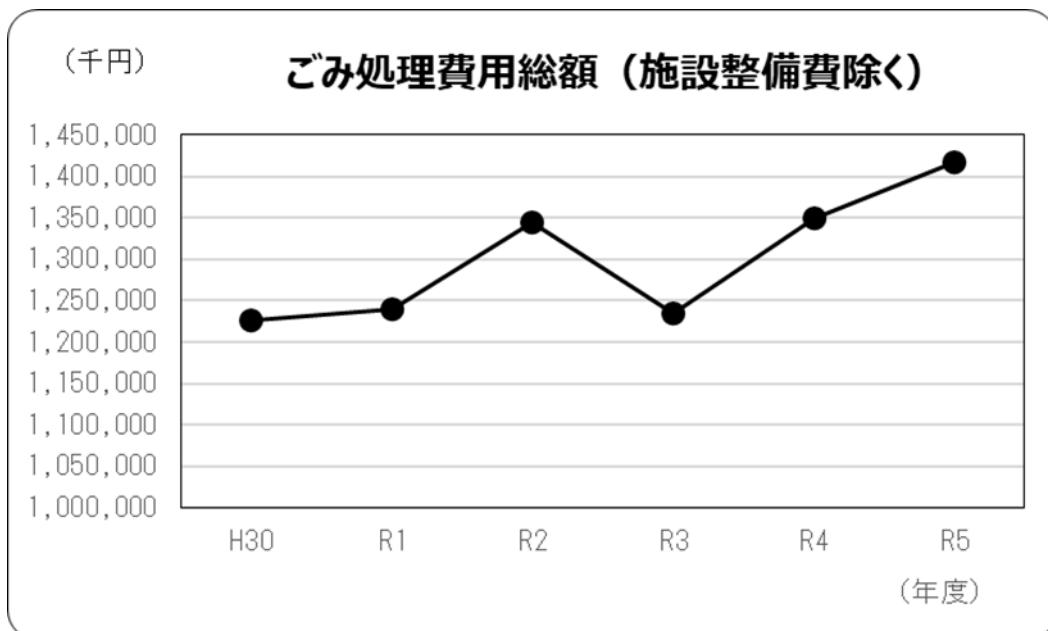
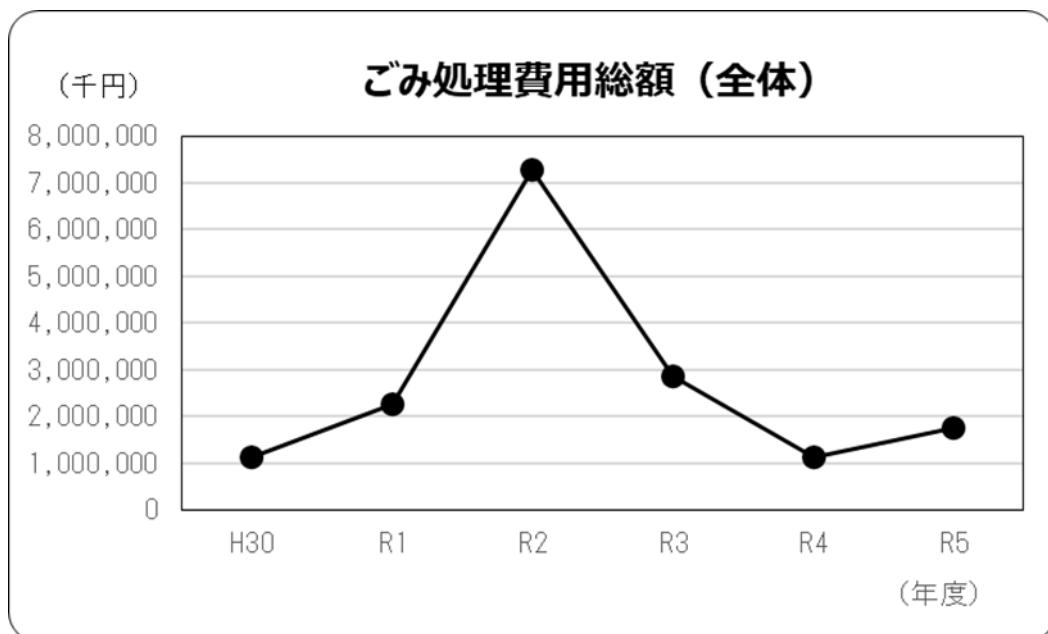
5 家庭系焼却ごみの組成

令和5年度の家庭形焼却ごみの組成分析をした結果、厨芥類が約33%（うち食品ロスの割合が42%）、資源化できる紙が約10%（8.9%+1.3%）を占めました。このことから、食品を買い過ぎないこと、食べ残しをしないこと、生ごみの水切りをすること、および資源化可能な紙の分別の徹底により、さらなるごみの減量化を図る必要があります。



6 ごみ処理に関する費用

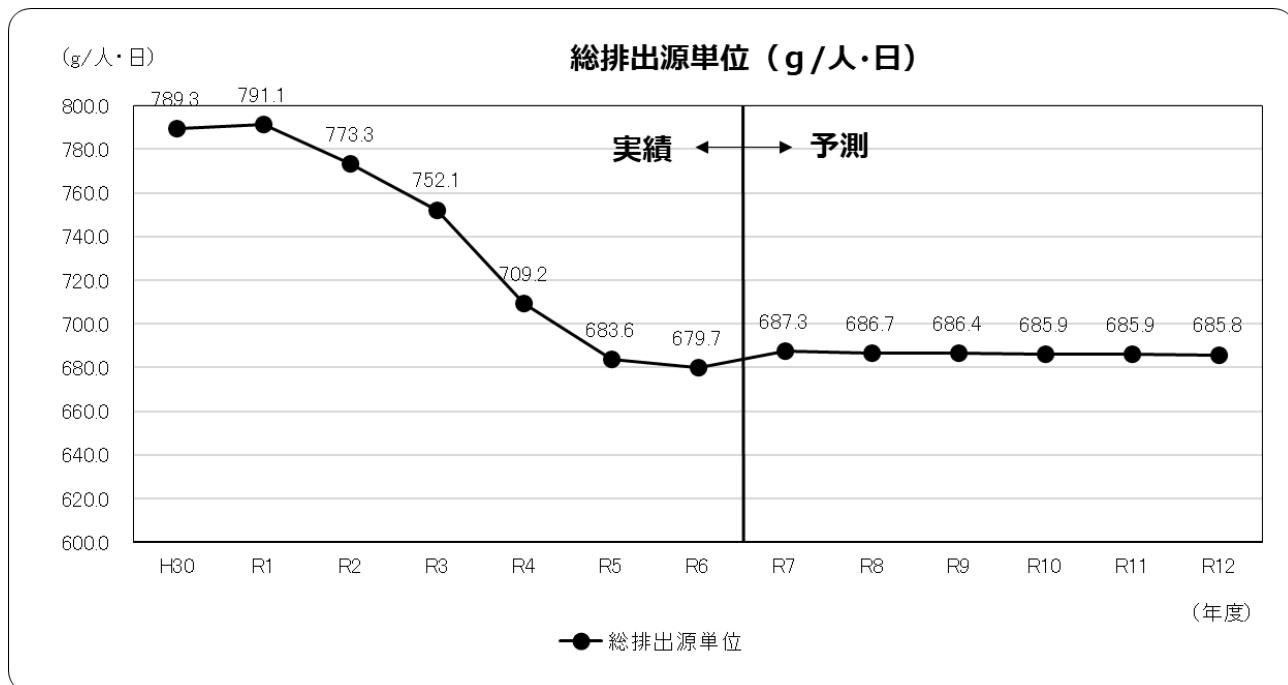
令和元年度から令和3年度に新環境センター整備費用として約7,200百万、令和4年度および令和5年度に旧環境センター解体費用として約310百万円がごみ処理費用に計上されています。特に令和2年度は、新環境センター整備費が約6,000百万となり、突出してごみ処理経費が増加しています。施設整備に係る費用を除いた場合の費用の推移は、人件費等の増による物価高騰の影響により、増加しています。



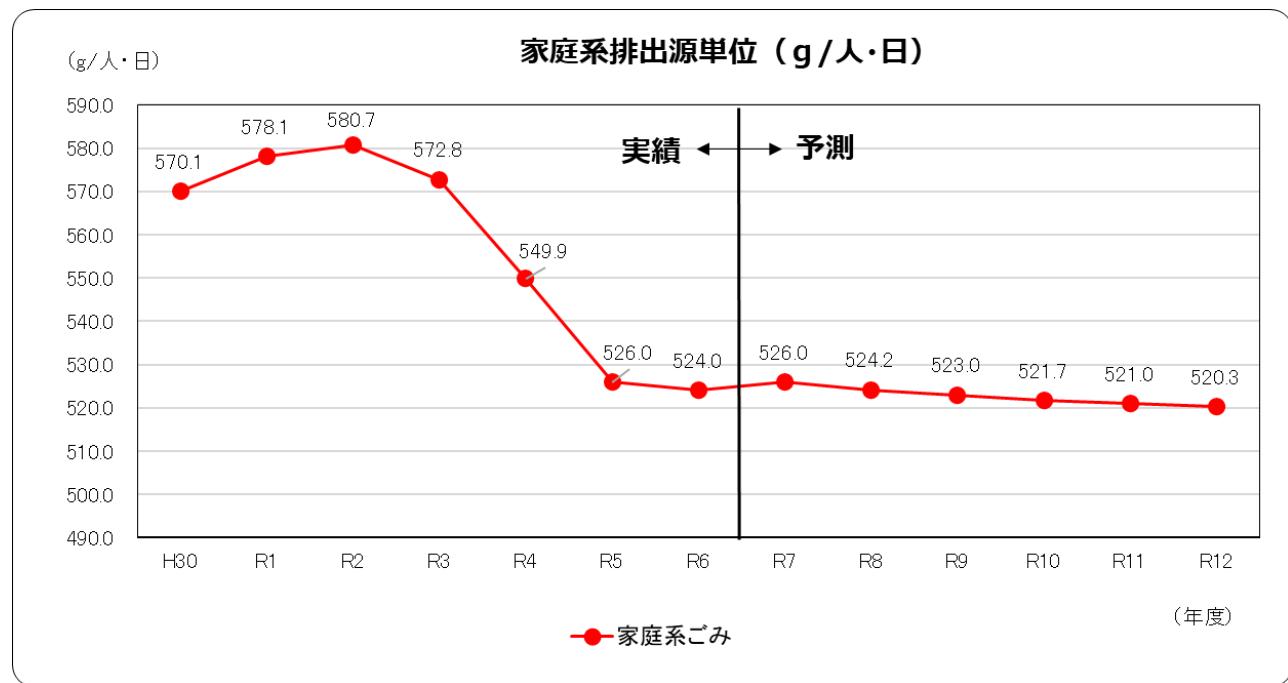
第2節 現状の施策を継続した場合の推計

令和7年度から令和12年度まで、原単位に大きな変化はありませんが、人口の増加に伴い、令和12年度の総ごみ量は21,857tと推計され、令和6年度から531t（約2.5%増加）増加する見込みです。また、リサイクル率は継続して減少し、令和12年度では15.5%の見込みです。

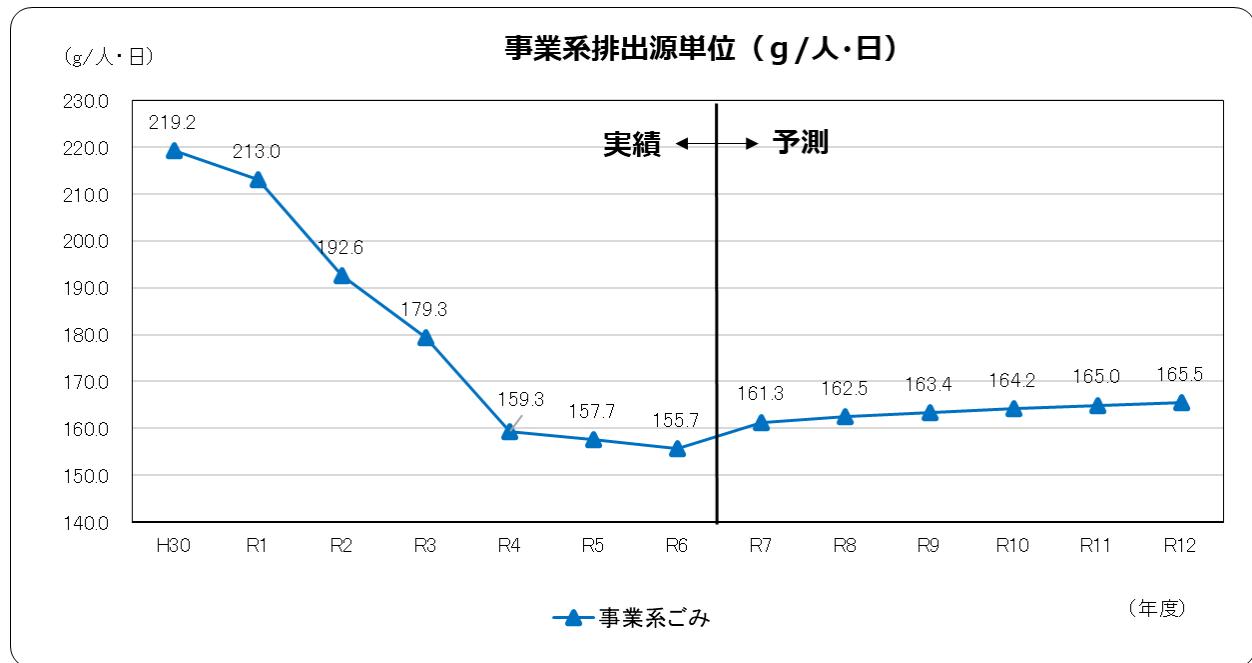
1 総排出源単位の推移



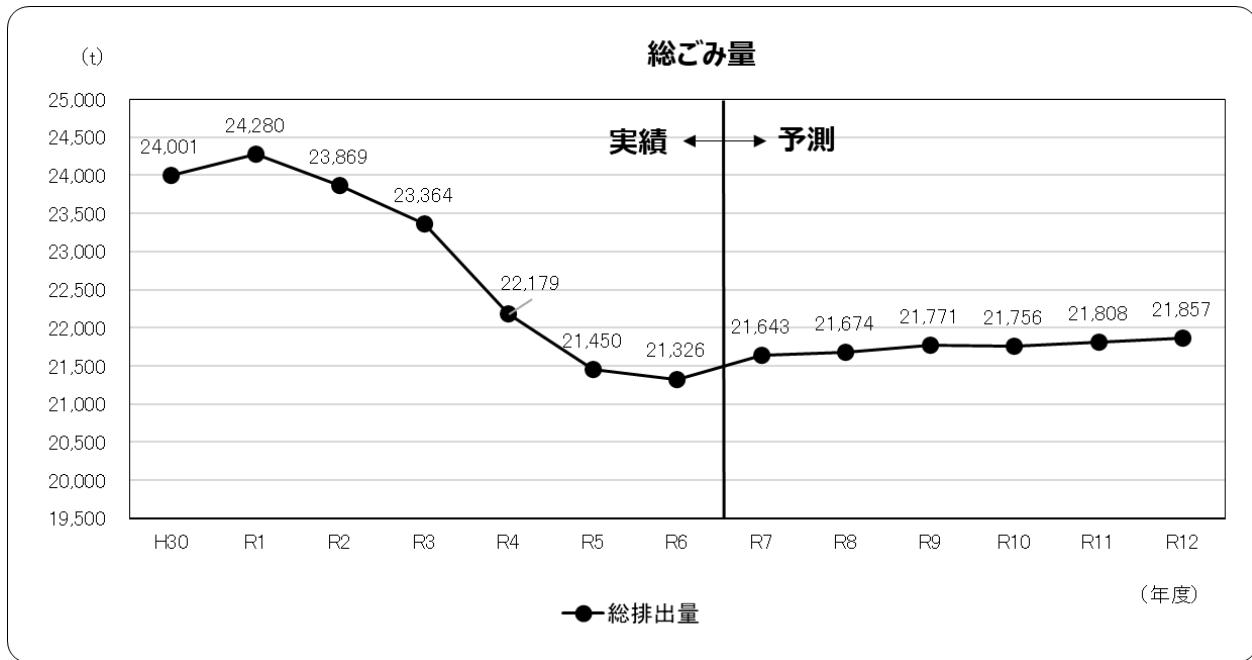
2 家庭系ごみの排出原単位の推移



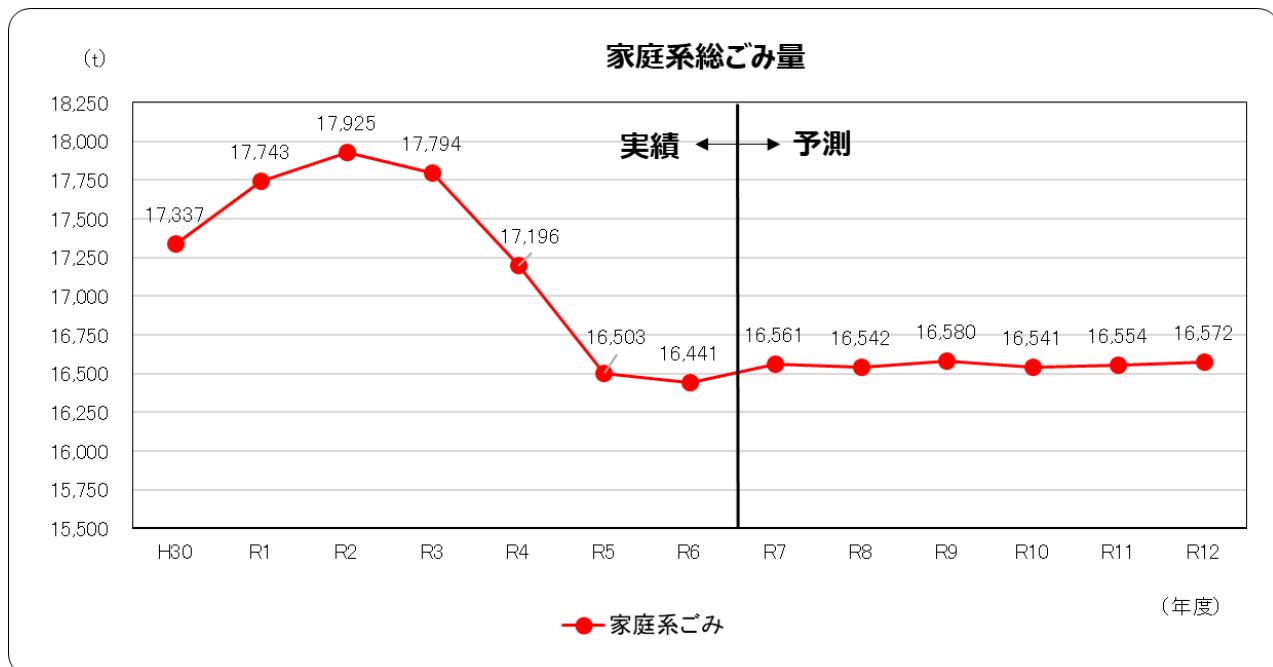
3 事業系ごみの排出原単位の推移



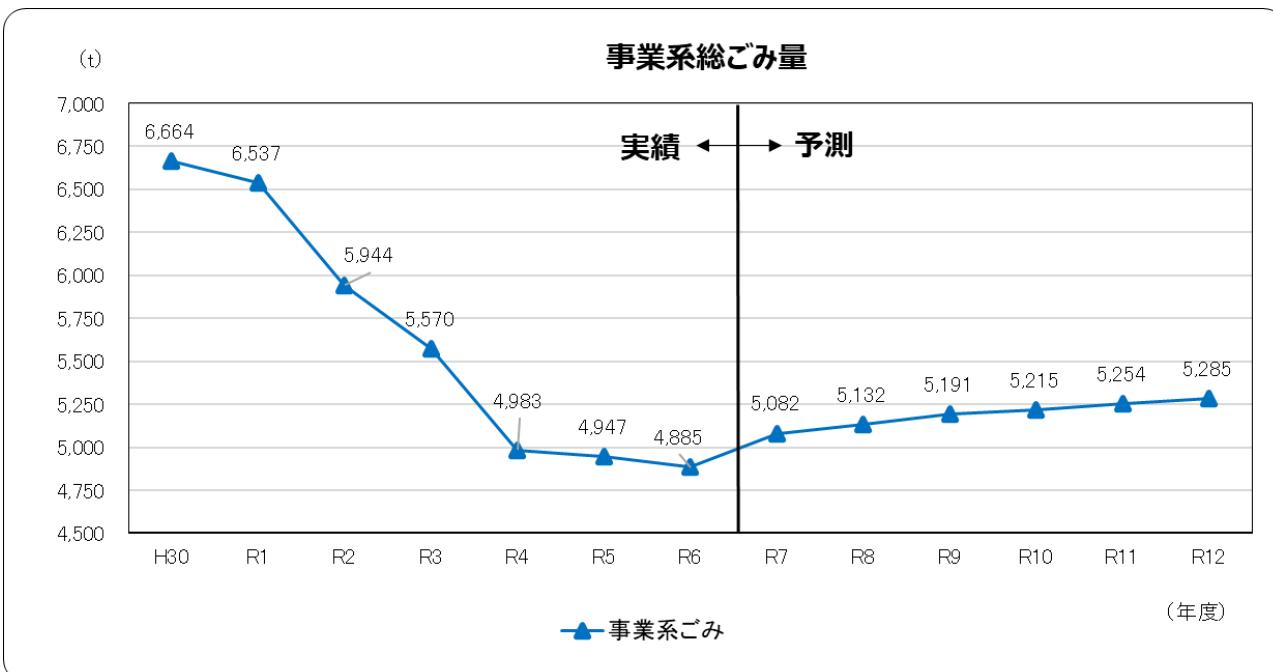
4 総ごみ量の推移



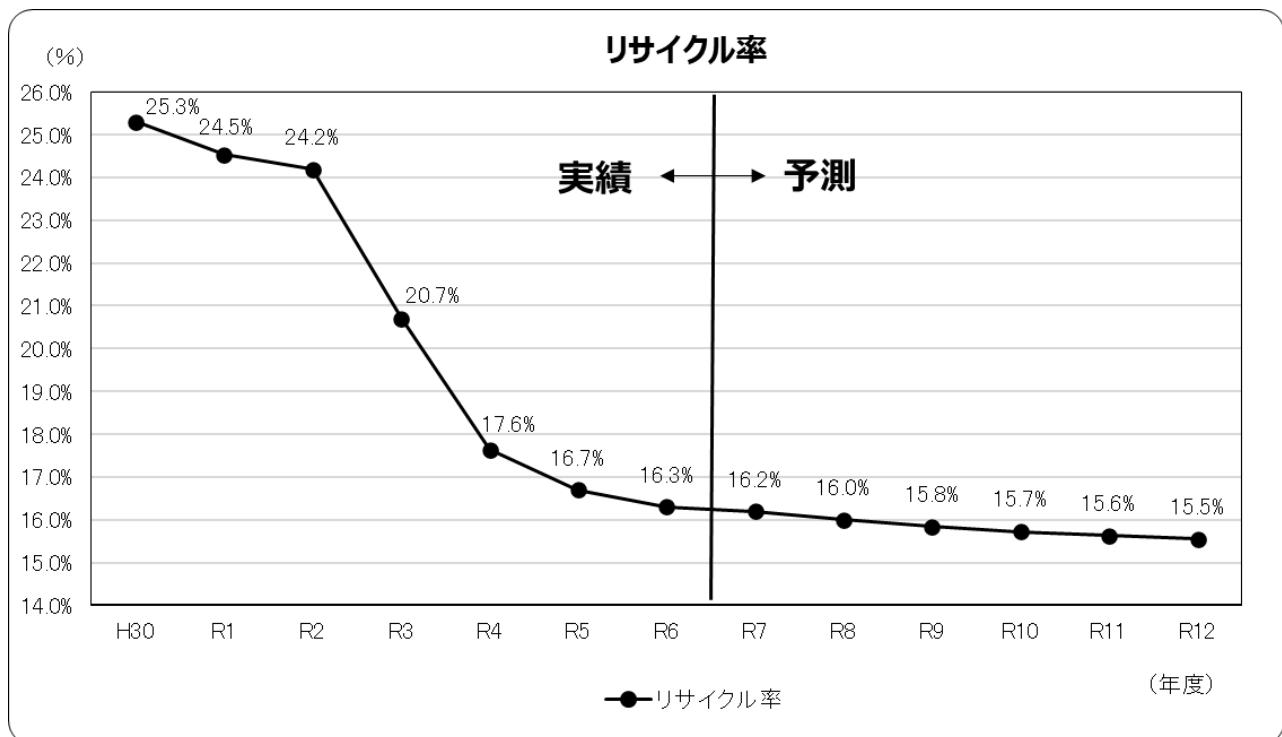
5 家庭系ごみ量の推移



6 事業系ごみ量の推移



7 リサイクル率の推移



8 現状でのごみ排出量の予測

項目	年度	実績	予測	備考
		R6 (2021)	R12 (2030)	
計画収集人口	人	85,957	87,515	
排出量	ごみ総排出量	t/年	21,326	21,857 ①
	家庭系	t/年	16,441	16,572
	焼却ごみ	t/年	11,597	11,807
	破碎ごみ	t/年	1,555	1,501
	粗大ごみ	t/年	226	232
	資源物	t/年	3,021	2,991 ②
	危険・有害ごみ	t/年	42	41
	事業系	t/年	4,885	5,285
	一般廃棄物	t/年	4,872	5,272
	資源物	t/年	13	13 ③
排出原単位	1人1日当たりの総排出量	g/人・日	679.73	685.80
	1日当たりの総排出量	t/日	58.43	59.88
	家庭系	g/人・日	524.02	520.34
	焼却ごみ	g/人・日	369.62	369.62
	破碎ごみ	g/人・日	49.58	47.00
	粗大ごみ	g/人・日	7.20	7.25
	資源物	g/人・日	96.29	95.34
	危険・有害ごみ	g/人・日	1.33	1.13
	事業系	t/日	155.71	165.46
	一般廃棄物	t/日	155.28	165.04
	資源物	t/日	0.43	0.42
焼却処理量	t/年	17,621	18,232	
総資源化量	t/年	3,477	3,399 ④	
直接資源化量	t/年	3,077	3,005 ②+③	
中間処理後再生利用量	t/年	400	394	
リサイクル率	%	16.3	15.5 ④÷①×100	
最終処分量	t/年	1,982	2,006 ⑤	
最終処分率	%	9.3	9.2 ⑤÷①×100	

※ 四捨五入の関係で、合計が合わない場合があります。

第3節 現計画における数値目標と達成状況

- 目標① 1人1日当たりのごみ排出量を7%削減します。
- 目標② 1人1日当たりの家庭系ごみの排出量を4%削減します。
- 目標③ 1人1日当たりの事業系ごみの排出量を15%削減します。
- 目標④ 資源化率（リサイクル率）25.3%を維持します。

令和6（2024）年度の総排出原単位（1人1日あたりのごみ量）は、679.7g/日・人、内訳として、家庭系ごみの総排出原単位（1人1日あたりのごみ量）は524.0g/日・人、事業系ごみの総排出原単位（1人1日あたりのごみ量）は、155.7g/日・人であり、令和7（2025）年度の中間目標年度はもとより、令和12（2030）年度の長期目標数値（総排出原単位 734.0 g/日・人、家庭系 547.7 g/日・人、事業系 186.3 g/日・人）を達成しています。

一方で、資源物収集と環境センターでの中間処理により資源化される総資源化量の総ごみ排出量の割合である「リサイクル率」は、年々減少傾向であり、令和6年（2024）度で16.3%、23.5%の中間目標には達成していません。

	単位	基準値 (H30年度)	実績 (R6年度)	中間目標 (R7年度)	達成状況	長期目標 (R12年度)	推計値 (R12年度)	達成見込
総排出源単位（1人1日当たりのごみ排出量）	g/人・日	789.3	679.7	750.5	○	734.0	685.8	○
うち家庭系ごみ (国:生活系ごみ)	g/人・日	570.1	524.0	557.2	○	547.7	520.3	○
うち事業系ごみ	g/人・日	219.2	155.7	193.3	○	186.3	165.5	○
リサイクル率	%	25.3	16.3	23.5	×	25.3	15.5	×
人口推計	人	83,313	85,957	84,769	—	86,290	87,515	—

第4節 国および県の数値目標と達成状況

本市同様、国や県においても、1人1日あたりのごみ量は、家庭系ごみおよび事業系ごみ共に減少傾向であり、県においては令和5（2023）年段階で令和7（2025）年の目標数値を上回っています。

一方、リサイクル率においても、本市同様に国や県の実績値は目標数値を下回っています。

なお、本市の1人1日あたりのごみ量は、国や県の平均値よりも下回っているものの、リサイクル率についても国の平均よりも約3%下回っています。

		単位	基準値 (H30年度)	実績 (R5年度)	達成状況	中間目標 (R7年度)	長期目標 (R12)	備考
国	総排出源単位	g/人・日	919.0	851.0	○	850.0	800.8	中間目標 第4次循環社会形成推進計画
	うち生活系ごみ (県・市の家庭系ごみ)	g/人・日	638.0	592.0	—	—	564.2	最終目標 第5次循環社会形成推進計画
	うち事業系ごみ	g/人・日	280.0	259.0	—	—	236.6	廃棄物処理法基本方針変更（R7.2）
	※家庭系ごみ (資源物収集量除く)	g/人・日	—	475.0	×	440.0	451.4	※1 令和12年度目標値は一般廃棄物排出量を令和4年度比で9%削減としており、具体的な数値は出していないので、参考値とする。
	リサイクル率	%	19.9	19.5	×	28.0	26.0	※2 新たに一人一日当たりのごみ焼却量の目標数値が設定された。
	ごみ焼却量	g/人・日	—	—	—	—	580.0	
滋 賀 県	総排出源単位	g/人・日	834.0	761.0	○	804.0	—	中間目標 第5次滋賀県廃棄物処理計画
	うち家庭系ごみ	g/人・日	609.0	559.0	○	587.0	—	最終目標 第6次循環社会形成推進計画 (令和7年度策定)
	うち事業系ごみ	g/人・日	225.0	202.0	○	217.0	—	
	※家庭系ごみ (資源物収集量除く)	g/人・日	—	471.0	—	—	—	
	リサイクル率	%	18.7	15.7	×	18.5	—	
	※参考 守山市	※家庭系ごみ (資源物収集量除く)	g/人・日	—	425.0	—	—	◎国・県の平均よりも少ない

第5節 課題

1 家庭系焼却ごみ量の増加

緩やかに人口が伸びている状況下、家庭から排出される焼却ごみにおいては、令和4（2022）年度から令和5年（2023）年度にかけて、337トン、約2.8%の減少となりましたが、令和6（2024）年度にかけては133トン、約1.2%増加しています。とりわけ、家庭系焼却ごみの約32.6%を占める生ごみの減量化および約10.3%を占める雑誌・雑紙類等の資源化の徹底化が必要です。

2 事業系破碎ごみの増加

市で収集していない集合住宅（事業系集合住宅）等から排出される事業系破碎ごみが43トン、約9.2%増加しています。今後、事業系集合住宅の増加が見込まれ、管理会社等を通じた啓発を行い、ごみの減量化および資源化を図ることが必要です。

3 環境センターへの自己搬入の増加

令和3年10月の新環境センターの稼働以降、月に1回までは手続きの簡略化として事前の申請を不要としたこと等から、自己搬入の件数は令和4年度から令和6年度の2年間で1,091件、約7.3%増加しています。今後、自己搬入の推移を注視し、さらに増加することになれば、何らかの対策を検討する必要があります。

4 リサイクル率の数値目標が大幅に未達成

インターネットやスマートフォン等の普及により、新聞や雑誌の購読者の減少していること、また市内のスーパー等において食品トレイだけでなく、空き缶やペットボトル、雑誌・雑紙類、段ボールなど幅広い資源物の店頭回収を行っていること等から、民間の回収ルートに回る資源物が増加したことにより、リサイクル率の減少につながっています。

また、不用品回収業者に金属くずや小型家電等が回収されていることや、集積所からの資源物の盗難の事案においても、不定期に発生していることもリサイクル率の減少の要因であり、自治会や守山警察署等と連携した啓発する必要があります。

5 リチウム蓄電池および使用製品の適正な処理

リチウム蓄電池は、小型で軽量、エネルギー効率が良くモバイルバッテリー、スマートフォンなど、身の回りの多くの電化製品に使われている一方、衝撃が加わることが発熱・発火の原因となると言われており、電池に起因する火災事故が全国で年々増加している状況があります。本市においても、令和5年9月に破碎ごみに混入したモバイルバッテリーやスプレー缶、ライター等を起因とするパッカー車が全焼する火災事故が発生しました。現在も、安全性に配慮し、リチウム蓄電池は充電池回収ボックスまたは乾電池回収ボックスで、蓄電池と一体化した使用製品は小型家電回収ボックスで適正に回収

を行っていますが、今後もより多くの製品が流通することが予測されることから、より安全な対策が必要です。

6 一般廃棄物処理困難物への対応

家庭から排出される廃棄物は、市が処理する必要がありますが、環境センターで処理することができない廃棄物があり、それを処理困難物として位置づけ、市民に対しては購入店での引き取り等を案内しています。これら処理困難物への対応についても、環境センターで受入体制を構築し、市民が排出できる環境を整備する必要があります。

7 少子高齢化等社会的課題に係る対応

高齢化および核家族化の進展により独居高齢者や高齢者のみ世帯が増加しているなか、ごみを自ら排出することが困難な方が増加しており、ごみを排出することが困難な方への支援が必要です。また、独居高齢者等の施設への入居時や死後の遺品整理等に伴う多量ごみの処理について対応する必要があります。

第4章 数値目標の見直し

令和12年度において次の数値目標を達成することを目指します。

1 総排出原単位の削減目標

すでに削減目標を達成していますが、地球環境の保全、ごみ処理費用の削減、環境センターの安定的な稼働を図るため、さらなるごみの減量化が必要であることから、令和6年度の実績値（679.7 g／人・日）を基準値とし、令和12年度に5%、34.0 g 削減します（645.3 g／人・日）。

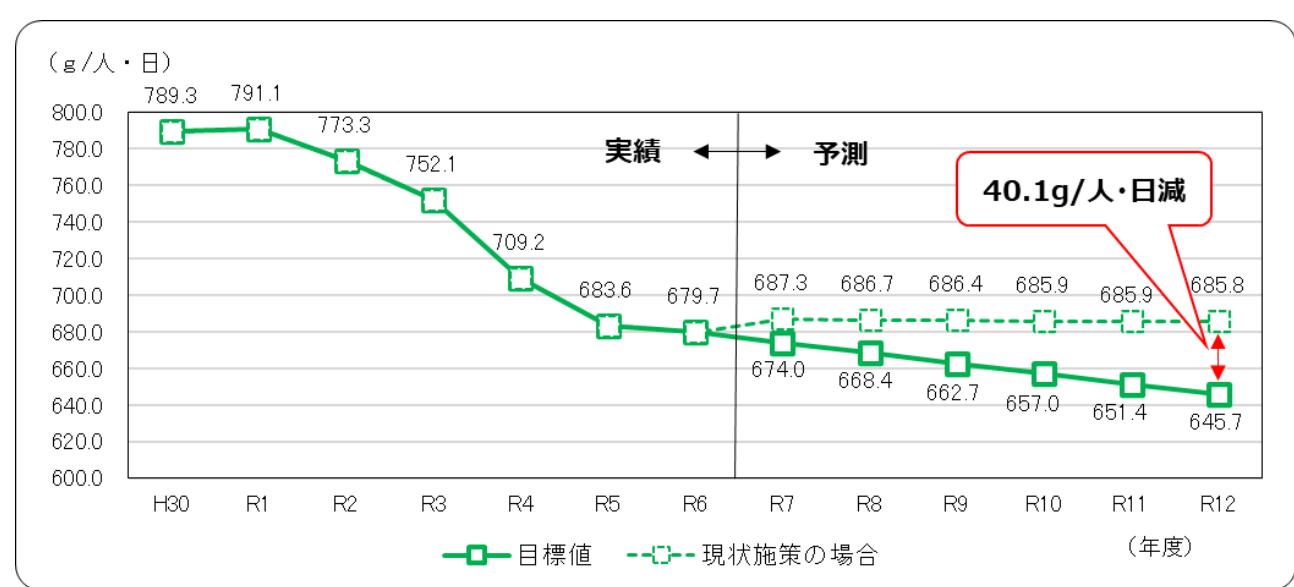
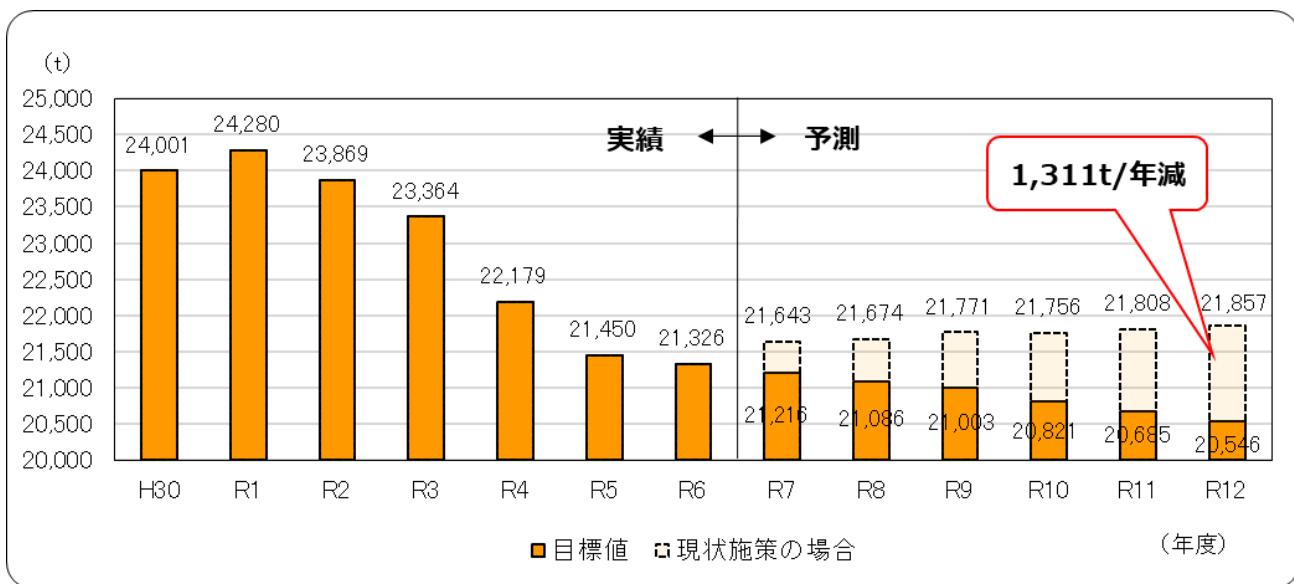
2 家庭系ごみ、事業系ごみに係る1人1日あたりのごみ削減量の目標

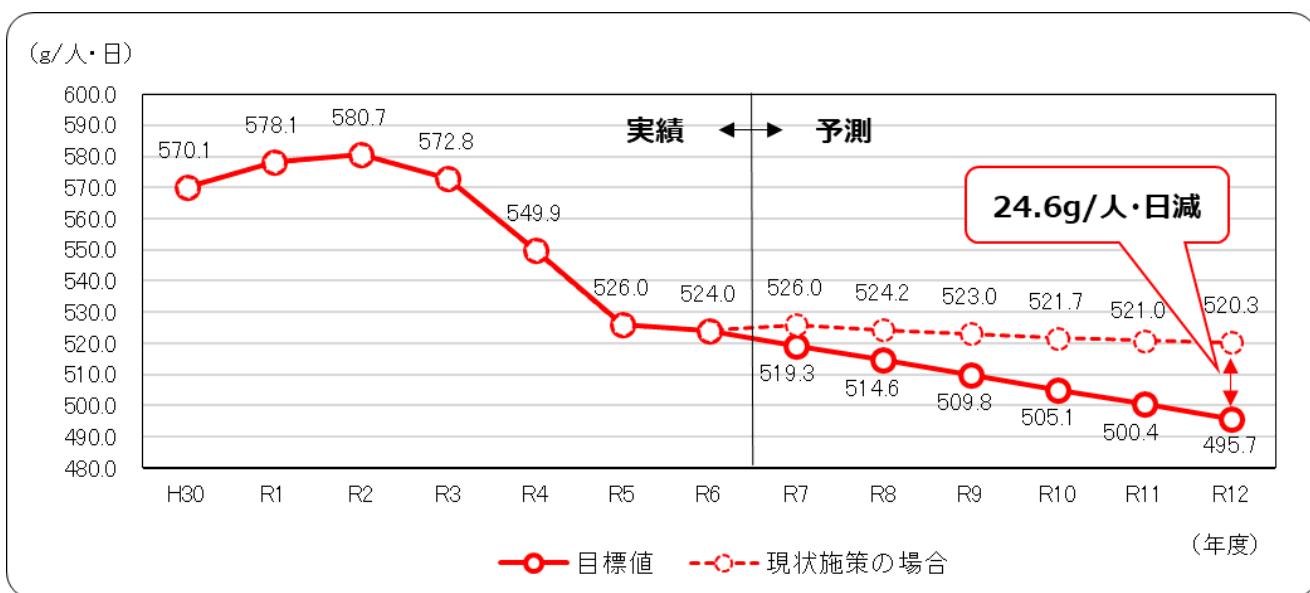
(1)家庭系ごみ・・・令和6年度の実績値（524.0 g／人・日）を基準値とし、令和12年度までに1人1日あたり28.3 g 削減します。

(2)事業系ごみ・・・令和6年度の実績値（155.7 g／人・日）を基準値とし、令和12年度までに1人1日あたり5.7 g 削減します。

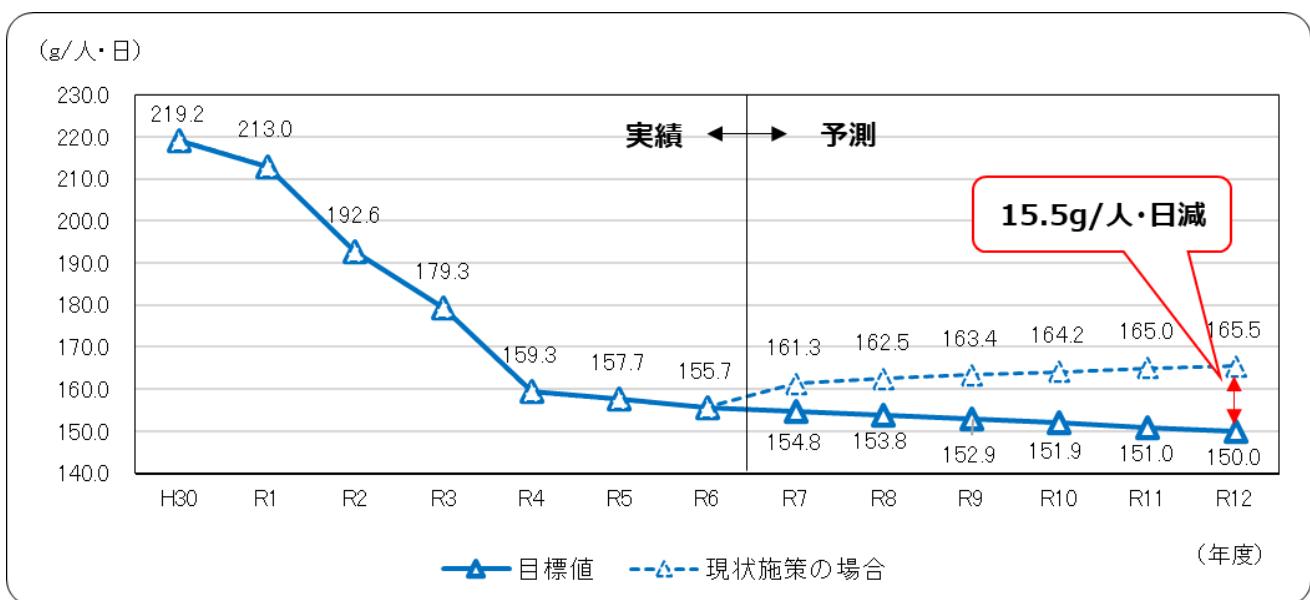
排出原単位の目標値

		R6年度	R12年度		
		基準値 ①	目標数値 ②	削減量 ③(①-②)	削減率 (③/①*100)
総排出源単位 (g/人・日)		679.7	645.7	34.0	5.0
内訳	家庭系ごみ (g/人・日)	524.0	495.7	28.3	5.4
	事業系ごみ (g/人・日)	155.7	150.0	5.7	3.7





1人1日あたりの家庭系ごみ排出量（目標値と現状施策の場合）の比較



1人1日あたりの事業系ごみ排出量（目標値と現状施策の場合）の比較

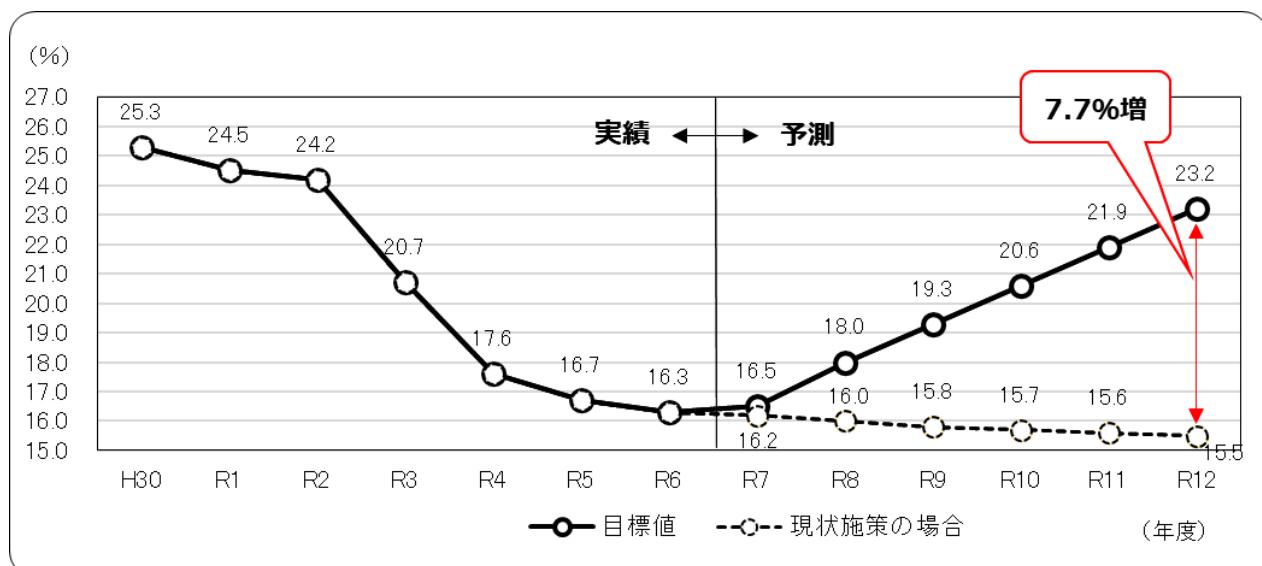
3 リサイクル率

現行計画同様の 25.3%を令和 12 年度の数値目標とします。

達成に向けては、新たな施策の実施とあわせて、民間施設で回収される資源物の回収量の実績をリサイクル率の算定基礎に追加し、リサイクル率の数値目標の達成を図ります。

リサイクル率の目標値

	R6年度	R12年度		
	基準値 ①	目標数値 ②	増加量 ③(②-①)	増加率 (③/①*100)
リサイクル率 (%)	16.3	25.3	9.0	55.2



第5章 課題解決に向けた新たな施策（ごみの減量化・再資源化施策）

基本理念および基本方針に基づき、またごみの減量化、再資源化に係る課題に解決に向け実施する各施策の体系図を下記に示します。また、各施策を実施した

基本理念

基本方針

施策

『地球環境にやさしい持続可能な循環型社会』の実現

3Rの推進

適正処理の確保

環境学習の充実

1) 【重点】マイバッグ運動の推進 (Reduce)
2) 【重点】（拡充）「買いすぎ」、「食べ残し」、「作りすぎ」による食品ロスをしないことの啓発 (Reduce)
3) 詰め替え商品の購入の啓発 (Reduce)
4) 生ごみの水切り運動の推進 (Reduce)
5) （新規）マイボトル運動の推進 (Reduce)
6) （新規）集合住宅におけるごみの適正排出と減量化の推進
7) リユースセンターの利用促進 (Reuse)
8) （新規）リサイクルショップやフリマアプリの利用推進
9) （新規）不用品交換会・譲渡会の実施
10) 【重点】（拡充）雑がみの分別徹底と再資源化の推進 (Recycle)
11) 店頭設置の回収箱による回収促進 (Recycle)
12) 廃食油の回収取組の促進 (Recycle)
13) 【重点】生ごみ堆肥化の促進 (Recycle)
14) 【重点】（拡充）食品排出事業所への食品リサイクル法に基づく再利用の促進 (Recycle)
15) 【重点】（拡充）使用済み小型家電等のリサイクル推進 (Recycle)
16) 【重点】（拡充）新たなリサイクルの検討 (Recycle)
17) （名称変更）エネルギー回収によるCO₂排出削減 (Recycle)
18) （新規）剪定枝等の再生利用の推進 (Recycle)

1) 不法投棄対策
2) 市民参加による一斉清掃活動の実施
3) ごみ集積所配置の適正化
4) （拡充）新聞等の持ち去り防止の強化
5) 事業系ごみの減量化及び適正処理の推進
6) 【重点】事業所から排出される廃プラスチックの受入規制
7) 許可業者へのごみ搬入基準遵守指導
8) 【重点】環境センターでの展開検査による適正搬入監視と指導
9) 【重点】多量排出事業者に対する訪問指導
10) コンビニと連携した分別啓発
11) 災害廃棄物処理計画の策定
12) （新規）リチウム蓄電池および使用した家電製品の適切な処理の強化
13) （新規）処理困難物に対する体制の整備
14) （新規）高齢者等ごみ出し支援等の実施

1) 【重点】ごみ減量と正しい分別方法に係る啓発の強化
2) 転入者の分別マナー向上対策
3) ごみ処理に係る情報公開
4) ごみ・水環境問題市民会議への支援
5) 地域環境推進員による活動の充実
6) 【重点】交流拠点施設の環境学習拠点としての利用
7) 【重点】環境施設の見学会の充実
8) 環境フェア（環境フォーラム）の開催
9) ダンボールコンポスト実践講習会
10) 事業所へのごみ減量・資源化策の情報提供
11) ごみ減量優良事業所のPR
12) （新規）環境配慮型イベントの推進

新たな施策を実施した場合のごみ排出量の予測

項目	年度	実績	予測	備考
		R6 (2021)	R12 (2030)	
計画収集人口	人	85,957	87,515	
排出量	ごみ総排出量	t/年	21,326	20,546 ①
	家庭系	t/年	16,441	15,754
	焼却ごみ	t/年	11,597	9,936
	破碎ごみ	t/年	1,555	1,267
	粗大ごみ	t/年	226	218
	資源物	t/年	3,021	4,292 ②
	危険・有害ごみ	t/年	42	41
	事業系	t/年	4,885	4,791
	一般廃棄物	t/年	4,872	4,778
	資源物	t/年	13	13 ③
排出原単位	1人1日当たりの総排出量	g/人・日	679.73	645.70
	1日当たりの総排出量	t/日	58.43	56.29
	家庭系	g/人・日	524.02	495.70
	焼却ごみ	g/人・日	369.62	311.06
	破碎ごみ	g/人・日	49.58	39.66
	粗大ごみ	g/人・日	7.20	6.81
	資源物	g/人・日	96.29	136.81
	危険・有害ごみ	g/人・日	1.33	1.36
	事業系	t/日	155.71	150.00
	一般廃棄物	t/日	155.28	149.58
	資源物	t/日	0.43	0.42
焼却処理量	t/年	17,621	15,703	
総資源化量	t/年	3,477	4,763 ④	
直接資源化量	t/年	3,077	4,347 ②+③	
中間処理後再生利用量	t/年	400	415	
リサイクル率	%	16.3	23.2 ④÷①×100	
最終処分量	t/年	1,982	1,649 ⑤	
最終処分率	%	9.3	8.0 ⑤÷①×100	

※ 四捨五入の関係で、合計が合わない場合があります。

1. 3 R の推進

《Reduce：発生抑制》

1) 【重点】（拡充）「買いすぎ」「食べ残し」「作りすぎ」による食品ロスに対する取組の強化

本市では、令和5年度のごみ組成分析の結果、令和3年度と比べ食品ロスの割合が増加していることを踏まえ、国が策定した「食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針」に基づき、国や県と連携するなか、食品ロスに対する取組を強化します。特に、手つかず食品の廃棄をなくすため、不要となった手つかず食品の回収場所を増やすなど、自治会やフードバンク実施機関との連携を強化します。

2) (新規) マイボトル運動の推進

令和4（2022）年に施行された「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」等に基づき、プラスチックごみを削減するため、毎日の飲み物をペットボトル等の使い捨て容器から水筒などの繰り返し使える「マイボトル」の利用を推進します。具体的には、市広報やホームページで、ごみ分別アプリ等で周知するとともに、市内で開催される会議やイベントにおいても、マイボトルの持参を推奨します。さらに、市役所に設置されているウォーターステーションをエコパーク等の公共施設への設置することについて、検討します。

3) (新規) 集合住宅におけるごみの適正排出と減量化の推進

集合住宅から排出される焼却ごみには資源物が混入されている等の分別が悪い事例が多く見られ、管理会社を通したごみの正しい分別とごみの減量化に向けて取り組みます。とりわけ、近年増加している事業系収集を行う集合住宅においては、管理会社だけでなく、収集許可業者と連携した指導を徹底します。

《Reuse：再利用》

1) (新規) リサイクルショップやフリマアプリの利用推進

不要になったものをごみとして排出する前に、まだ使用できる物であれば、必要な人の下へ届けることができるよう、近隣のリサイクルショップの案内やフリマアプリの利用方法等について、ホームページ、ごみ分別アプリ等で情報提供します。

2) (新規) 不用品交換会・譲渡会の実施

ボランティア団体やNPOとの協働により、もりやまエコフェスタ等のイベントで不用品交換会・譲渡会を開催し、再利用を促す機会の創出を図ります。

《Recycle：再資源化》

1) 【重点】(拡充) 雑がみの分別徹底と再資源化の推進

令和5年度のごみ組成分析の結果、資源化可能な紙は、家庭系焼却ごみの約10%を占めており、これらは推計で年間約1,000トンを超える、全てが再資源化されるとリサイクル率が大幅に上昇します。雑がみ類の再資源化推進に向けて、市広報やホームページに加え、分別アプリや公式LINE等を通して、理解の浸透を図ります。また、エコフェスタ等のイベント等において、雑誌・雑がみ分別辞典や雑がみ保管袋の無料配布を行い、啓発に取り組みます。さらに、自治会、学校や各種団体による集団回収や公共施設等での拠点回収をはじめ、全国の先進事例の取り組みを研究し、再資源化の推進を図ります。

2) 【重点】(拡充) 食品排出事業所への食品リサイクル法等に基づく再利用の促進

食品リサイクル法に加え、令和7年3月に国が策定した「食品循環資源の再生利用等の促進に関する基本方針」に基づき、食品廃棄物の削減に向け飲食店やスーパー等の食品排出事業者に直接事業所訪問し、生ごみ処理機の導入や、民間の堆肥化施設への搬出を促し、食品残渣のリサイクルを推進します。また、市内事業所から出た食物残渣リサイクルによってできた堆肥を市内の農業で利用できる仕組み作りを検討します。

3) 【重点】(拡充) 使用済み小型家電等のリサイクル推進

国からの「市町村におけるリチウム蓄電池等の適正処理に関する方針と対策について」通知等を踏まえ、リチウム蓄電池やリチウム蓄電池等を含む使用済み小型家電の適切かつ安全な回収、さらにそれらのリサイクル推進を図るため、市民への周知を継続するとともに、市内の商業施設等へ拠点回収箇所を増設します。さらに、エコフェスタなどでのイベント回収の実施や、自治会や各種団体に対しても使用済み小型家電回収ボックスの貸し出しを行います。また、国による小型家電対象品目の新たな指定や近隣市の取り組みを注視し、さらなるリサイクル推進を図ってまいります。

4) 【重点】(拡充) 新たなリサイクル手法の検討・実施

資源の更なる循環を目指し、紙おむつやダウン、焼却灰等の新たなリサイクル手法について、国や企業、先進地の取り組みを研究し、検討を進めます。また、環境センターでの落じんコンベアを改造し、金・銀・銅などの貴金属が含まれる「落じん灰」を有価物として売却し、ごみの再生利用と最終処分量の削減に取り組みます。

5) (新規) 剪定枝等の再生利用の推進

環境センターでは家庭から排出された剪定枝等を利用し、堆肥化による再生利用を行っていますが、さらなる推進を図るとともに、生成された堆肥について、市内の農業で使用できる循環サイクルの方法を検討します。

2. 適正処理の確保

1) (拡充) 新聞等の持ち去り防止の強化

平成24(2012)年12月に条例を改正し、罰則規定を設け、平成28(2016)年度から資源物回収車に「資源物回収車」と印字した幕を張り、市の回収車であることを明確化し、市民に周知をしています。しかし、近年の資源物の売却相場の上昇等により、資源物の盗難の事案が不定期に発生しており、自治会や警察署と連携した「資源物持ち去り防止パトロール」を定期的に行います。また、国や県の方針や先進地の取り組みを研究します。

2) (新規) リチウム蓄電池および使用した家電製品の適切な処理の強化

リチウム蓄電池は衝撃が加わることが発熱・発火の原因となると言われており、焼却ごみや破碎ごみとして出さるとごみ収集車や環境センターで火災事故が発生する恐れがあり、国からの「市町村におけるリチウム蓄電池等の適正処理に関する方針と対策について」通知等を踏まえ、適切な処理の強化を進めます。具体には、リチウム蓄電池単体は集積所の乾電池回収ボックスでの回収に加え、新たに小型家電回収ボックス上に「充電池回収ボックス」を設置し、回収を強化します。さらに、市民に対して、引き続き市広報やホームページ、公式LINE等で市民への周知啓発の徹底します

3) (新規) 処理困難物に対する体制の整備

環境センターで処理することができない一般廃棄物については、まずは環境センターで適切に処理ができるよう先進事例を参考に運営会社と連携し、処理手法の検討を進めます。加えて、業界団体や製造業者等の把握に努め、廃棄物を引き取ってくれる製造元や販売店等の紹介を行います。

4) (新規) 高齢者等ごみ出し支援等の実施

ごみを集積所まで自ら排出することが困難な高齢者等の在宅生活を支援するために、国が定めた「高齢者ごみ出し支援制度導入の手引き」や先進地の事例を研究し、「前日ごみ出し支援制度」の取り組みを推進します。また、独居高齢者等の施設への入居時や死後の遺品整理等の社会的な課題について、先進事例を研究し、対応策について検討します。

3. 環境学習の充実

1) (新規) 環境配慮型イベントの推進

守山市が主催、共催、協賛等、市内で行われる各種イベントに対して、分別ボックスの設置や使い捨て容器の使用を控える等の周知啓発を行います。